

諮問番号：平成30年（情）諮問第2号

事 件 名：近畿財務局が作成又は取得したもので平成29年に大阪府豊中市野田町1501番地に係る件で会計検査院に提出した全ての文書の名称が分かるものの不開示決定に関する件

諮 問 日：平成30年 7月 3日

答申番号：答申（情）第68号

答 申 日：令和 2年10月 7日

答申書

第1 審査会の結論

「近畿財務局が作成又は取得したもので近畿財務局が2017年中（暦年）に豊中市野田町1501番地にかかる件で会計検査院に提出したすべての文書の名称がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成30年3月9日付け300普第72号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

審査請求人は、会計検査院が国会に報告を行った後に、意図的に近畿財務局に対して開示請求を行った。その後、請求時点で会計検査院は、受検庁との意見交換等を終えたはずであり、審議、検討又は協議に関する情報（情報公開法第5条第5号）には該当しない。

情報公開法第5条第5号の規定に典型的に当てはまるのは、捜査中あるいは公判中の検察庁に対する個別事件情報の開示請求と思われる。し

かし、それは、司法制度で裁判が公開されることから一定の条件下で行政機関自ら情報を提供する仕組みとなっている。情報公開法第5条第5号の規定は、個別事案の機密性をもって永遠に情報を閉ざすという国家機密法のような趣旨とは異なる。会計検査に対する理解及び協力の前提を揺るがすという理由で、行政機関相互の打合せなどを不開示とすることができるならば、法が予想した開示範囲を著しく狭め、原則開示の法の趣旨を揺るがしかねない。本件対象文書は、検査の過程で生ずる評価・判断・思考過程等を記載したものではなく、近畿財務局が保有している特定の文書名であり、国の機関が行う検査に係る事務（情報公開法第5条第6号イ及び柱書き）には該当しない。

国民が情報名称等を特定する方法として、会計検査院が行政機関から入手した文書名から文書を特定することも、一つの手法となる。むしろ、会計検査院は、国会への報告等で検討した文書名を公開すべきではないか。

(2) 意見書

ア 事案の移送について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に付されたこれまでの事案のほとんどは、会計検査院が作成した文書が主要な対象文書であったように思われるが、本件は、他の行政機関が取得又は作成した文書であることが問題となる。関連して情報公開法第12条に記載された事案の移送に該当することから、移送の妥当性が検証される必要がある。審査請求人は、本事案について、当初、近畿財務局に情報公開請求をしたところ、近畿財務局は、開示延長をした上、その後、会計検査院に移送した。審査請求人は、近畿財務局が特定学校法人に対して国有財産を違法・不当に安く払い下げたとの疑惑の真実を知りたいとの目的・思いから「行政文書ファイル管理簿」を開示請求・入手した後、「行政文書ファイル管理簿」の記載に基づき、近畿財務局と電話で何回となく長時間交渉したが、近畿財務局は、情報公開法第22条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）の趣旨に反し、行政文書ファイル管理簿記載のより下段に属する文書名の特定に協力せず、元理財局長と同様、回答を避けたり、別の問題にすり替えたりして埒があかないことが多々あった。

情報公開法第12条が適用される場合は、一義的・本来的には「開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるとき」であり、二次的・副次的な適用要件である「その他他の行政機関

の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるとき」に当てはめるためには、正当な理由に相当の重みを持つ実質的な理由がなければならないと解される。行政の恣意や便宜を図るものであってはならない。諮問庁の意見書では、本件の検査に係る事務に関するというだけの理由で事案を移送している。これでは、会計検査院の事務に微少でも関係していれば、自動的に移送するという意味となり、正当な理由としては不十分である。事業・事務には本来の一次的事務（活動・事業）とそれらを運営するための管理活動が含まれる。請求文書は、元々、近畿財務局が、その本来の事務の過程で作成又は取得したものである。なぜ審査請求人が、当初、開示請求した近畿財務局に対する請求事案としないで、会計検査院に移送するのが妥当なのか明確でない。

イ 情報公開法第5条第2号該当性について

会計検査院に請求された開示請求の多くは、同院の指摘を受け、行政の事務に関連し、不当事項が認められたものに係る特定法人情報を直接請求内容とするものが多いように思われる。会計検査院は、各年度の検査報告、例えば、不当事項について具体的な法人名称を明記している例が多く見られる。そうすると、会計検査院の報告は、法人の利害を侵しても構わないという前提があると考えざるを得ない。本件対象文書の基になる特定法人名は、会計検査院の報告書等においても明記されていて、法人情報に係る不開示情報該当性は、もはやあり得ないと考える。

ウ 情報公開法第5条第5号該当性について

諮問庁の意見書を見たところ、一般論・抽象論を連ね全体がトートロジー的な論理となっている傾向がある。また、意見書全体から、会計検査院の事務活動に関する開示請求は、他の要素・事項・経緯等を考慮することなく不開示とすべきであるとの主張が透けて見える。その考え方を普遍的に先例化すると、本件事案のように当初開示請求した行政機関が会計検査院の事務に係る事項と判断し、開示請求を同院に移送すれば、種々の事情や当該文書と同院内の審議・検討・判断との関連性の有無や関連性の強弱等を何ら考慮することなく不開示とすべきことになりかねない。そうすると、特定の行政機関が情報を隠蔽する意図がある場合、会計検査院の事務に少しでも関連付けられるものであれば、その行政機関が同院に移送を行えば、隠蔽の目的を達することが可能となる。諮問庁の意見書では、法規解釈の拡張解釈

が随所に見られる。例えば、会計検査院は、受検者である他の行政機関とのやり取りについて審議と捉えるような記載が見られるが、検査の一場面にすぎず、検査を超えるものではない。検査を審議とみなすのは、通常用語例を逸脱している。このような拡張解釈は、不開示情報該当性を高める目的であり、形式的な効果は大きいが、論理の実質はフェイクである。会計検査院の検査が、審議に値する実質内容を有するのであれば、受検機関は、同院の報告書記載内容に関与できるパートナーのような存在であるが、会計検査院法（昭和22年法律第73号）は、そのような位置付けをしていない。

諮問庁の意見書では、しばしば未成熟な情報という表現の記載をしている。しかし、審査請求人は、会計検査院の特定学校法人に対する「特定学校法人に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について」（以下「29年11月報告」という。）の提出を待って近畿財務局に本件開示請求をしたのであり、未成熟な情報というには当たらない。審査請求人が近畿財務局に本件対象文書を開示請求した時点で、既に検査自体は終了していたのである。その後、会計検査院は、近畿財務局の文書改ざんなどの報告を受けて、「『特定学校法人に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について』（平成29年11月報告）に係るその後の検査について」（以下「30年11月報告」という。）を追加で報告しているが、これは、時期的な問題から本件不開示情報にはならない。よって、未成熟な情報を前提とした議論は、適切ではない。

通常読み方からいえば、本件不開示情報の請求内容は、未成熟な情報というより、検査の素材又は素材と見込まれる文書である。諮問庁の意見書では、「制度的・本来的にその公表が予定されていないものであり、これらの情報が開示された場合には、当該検査資料を提出した同財務局のみならず、他の受検庁（中略）との間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。また、所要の検査資料の円滑な提出を阻害するなどして」との記載がある。このうち、「その公表が予定されていないものであり」との表現は、情報公開法第5条第2号口の「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」の記載と実質的に表現内容は同じである。しかし、情報公開法第5条第2号口の規定は、行政機関とそれ以外の法人や個人との約束等の諸関係を示すものであり、行政機関相互の関係を

示すものでは決してない。情報公開法に規定する文書の内容も、法人情報に関するものであることが明らかであり、行政機関の情報に関係ありとするのは、拡大解釈どころか解釈の逸脱と言える。この部分の意見書の法解釈の技法は、異なる条項を合理的な脈絡もなく恣意的につなぐという禁断手法である。

諮問庁の意見書の、行政機関相互が公にしないと条件で他の行政機関から取得した文書を不開示とすることができるとの論理が通用するのであれば、行政機関の事務と管理に透明性を持たせるとの情報公開法の趣旨は瓦解し、不開示情報が激増することになり、情報公開法は無きに等しいものとなる。諮問庁の意見書によれば、行政機関相互に関係する文書は、自動的に不開示とされ、行政文書を原則開示とする情報公開法にそぐわない。そのような解釈がまかり通れば、行政機関相互の付度により行政情報を不開示とすることが可能となり、情報公開法の根幹を揺るがせることになる。

諮問庁の意見書では、「当該検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報が本院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。」との記載がある。繰り返すが、本件不開示情報の請求は、会計検査院の国会への29年11月報告の提出後に行われた。検査の素材たり得た文書は、「検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報」とは重ならない。一般に判決・報告書（便宜上「学術論文」を含める。）の記載は、単に結論・結果だけではなく、それらを導くに至る様々な裏付けと証拠を記載する。論証過程として、事実認識・自然・社会・歴史認識を開陳、仮説を裏付ける様々な証拠（それらを証明又は推測するに足る事実や文書・自然現象、遺物、遺跡、同時代の記述等）を提示するものである。ただし、その精密度や証明の程度、網羅性は様々で自分達の利害関係その他の動機により、事実をありのまま記載する意思を欠くために、例えば、特定学校法人のゴミ処理が「トラック千台で行われた」などのフェイクを裏付け根拠とする、有力な反論を無視する、粗雑な論理で正論を切り捨てるなどの不適正な整理（攪乱）があり得る。

検査内容に誤解を招くことは、あり得ない。諮問庁の意見書のこの部分は、会計検査院の検査報告（29年11月報告及び30年11月報告）自体が精度不十分で未成熟だと自認しているとも受け取れる。実際、29年11月報告及び30年11月報告を読むと、しばしば、

「…は確認できなかった」との記載があることから、報告書に対する一般的な評価が精度不十分と受け取られる可能性はある。確認できなかった理由としては、証言相互に矛盾がある、証言はあるものの、それを裏付ける物証も文書も存在しないなど様々な原因が考えられるが、本件対象文書の公開によって、それら（当該検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ）が増幅することはあるまい。逆に国民からは、少なくともこれだけは調べたと肯定的に理解されるのではないか。他方、本件不開示情報そのものが精度不十分で未成熟な情報との意味かもしれない。しかし、検査対象の一素材を結果等に関する精度不十分で未成熟な情報といきなり断定するのは、無理がある。素材と結果等は直結せず、説明や他の素材・証拠との関連付けなど、種々の工程と手続がなされて初めて結果等に関連付けできるはずだが、いきなり、体系的ではあるが完成に至らない情報と断定されても同意できない。

諮問庁は、意見書で会計検査院の検査は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報であると記載する。審査請求人が既述のとおり、検査は、国の機関相互間における審議、検討等を伴う双務的事務に値しない片務的事務と判断する。近畿財務局が、検査に対して審議はもちろん、検討作業に加わるはずがない。報告も終わり、会計検査院の内部的審議・検討も終了しているので、おそれは生じえない。

諮問庁の意見書には、「受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ」が記載されている。前述のとおり、会計検査院法には、強制処分の権限はないものの、受検庁の受忍義務を規定している。情報の不公表を前提としているから不開示にすべきとの主張であるが、検査は、情報公開法に定める「審議、検討又は協議」など対等で相互で交渉、妥協して結論を出すという性格のものではない。しかも、この規定は、永久に不開示とすべきものではなく、意思形成過程のものが典型的事例とすべきものであろう。情報公開法に基づかず、行政機関相互での約束だけで公表しない原則や、審議・検討したものを無条件かつ永遠に不開示情報とするならば、情報公開法の目的は達せられない。

諮問庁の意見書には、本件対象文書の公開等により、「受検庁に係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施さ

れ」との記載がある。本件対象文書の各情報は、確かに改ざん・隠蔽等が行われた可能性があるものの、近畿財務局が文書類型として検査対象に関わると認めて会計検査院に提出したものであり、実際にこれ以上に隠された情報があるとしても、その内容を含む情報を同院が入手できる物理的可能性は少ないと考える。会計検査院さえ入手不可能なものを他の受検庁がどうやって入手できるのか理解に苦しむ意見である。

本件不開示情報が公開された場合には、受検庁を含む行政機関の信頼関係を損ね、会計検査院内部における検査に支障があり、外部の干渉を招くなどの理由を連ねている。しかし、会計検査院の検査は、会計検査院法の定めにより実施されるため、他の行政機関の思惑により検査自体と検査結果が左右されるものではない。審査請求人は、会計検査院の検査目的と類似する目的で独自に近畿財務局に資料請求を求めたものであり、このことが基因となり同院内部の率直な意見交換が損なわれると言うが、その因果関係を説明してほしい。

エ 情報公開法第5条6号（イ及び柱書き）該当性について

会計検査院法第25条及び第26条には、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならず、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならないとされている。検査対象が明らかな検査に係る検査視点・検査内容は、推測可能である。個別具体性が高い犯罪の構成要件は複雑だが、特定視点からの検査の調査方法は、特殊な機械や技術を用いる科学を全面に用いる検査でなければ、検査内容を推測できる。それに会計検査院は、行政機関に抜き打ちではなく、検査日を定めて受検させている実態がある。しかも、本件対象文書は、行政機関が会計検査院の求めに応じて提出したものである。行政機関に対する検査について、行政機関に隙を与え事後不正に寄与できる情報等に該当しない。

諮問庁の主張では、情報公開法第5条第6号イ該当性の要件である事実の把握困難及び違法不当な行為の助長に本件対象文書の公開が相当するとの結論であるが、一般的、例え話的意味においても推測することが困難である。資料たり得た文書の公開が、どのような経緯、方法で事実の把握困難に結び付くのか、合理的説明を果たしてほしい。また、会計検査院は、既述の「検査事例」のように不当事例として法人名を含む法人情報までも公開している。該当事例の公開により、補

助金対象とならない人件費を別の科目と差し替え、潜ませる、外注化するなど違法不当な手法は、すぐ頭に浮かぶはずだが、それでも不当事例の態様等を公開していることと意見書の主張について、どう平仄を合わせるのだろうか。

諮問庁の理由説明は、情報公開法の不開示情報の記載に会計検査院の検査業務の包括的・概括的説明を付加したに過ぎない。これは実質上「会計検査院の検査業務は法の不開示事由に該当するか」との問いに対して、「はい」と「いいえ」の二択のみで回答し、それに何らの説明を加えないに等しい。このような方法で臨むのであれば、すべての検査事務は個別具体性を失い、検査事務に係るすべての情報を無条件で全面不開示にできることになってしまう。

これは始めから実のある論議を忌避し、論議をする意志がない「回答無用」の却下の論理であり、「裁決」や「判定」の場にふさわしい姿勢ではない。

オ 情報公開法第7条に基づく公益上の理由による裁量的開示について

本件対象文書は、特定学校法人と近畿財務局との交渉等に関するものである。国有財産の売却は、通年継続的に行われているが、本件対象文書の基になる事案は、特例を幾重にも重ねた上、ゴミ処理費推定額が、事実を反映する数値ではない可能性がある、空前の事案である。本件対象文書である会計検査院の検査対象となり得た文書は、十分公益上の理由による裁量的開示に値すると思われる。

また、特定学校法人に係る会計検査院の検査は、国会から要請されたものであり、近畿財務局が作成した文書名（本件対象文書ではなく、審査請求人が求めた内容を持ち、近畿財務局に文書の特定を交渉した）は、情報公開法第7条（公益上の理由による裁量的開示）を適用し、近畿財務局が、審査請求人に協力し進んで文書名を特定し開示すべきであった。しかし、近畿財務局が終始ネグレクトした。

カ 審査請求人が提出した求釈明申立書の取扱いについて

審査請求人は、諮問庁の主張するおそれがいずれも抽象的であり、具体的な事実に基づく主張を行うことができないことから、令和元年5月21日付求釈明申立書により、諮問庁に対し、本件対象文書は、何通から成っているか、書式中の記載項目（見出し）は何か、各検査資料の件名以外に、具体的にどのような情報が含まれているかなどを明らかにするよう求めたが、全部拒否された。そのため審査請求人は、本件対象文書の通数も書式も記載されている情報の種類・性格も不明

なままで、意見を提出せざるを得なかった。

諮問庁は、本件対象文書に、資料の件名以外にどのような情報が含まれるのかを一切明らかにしていない。しかし、本件対象文書は、求積明に対し唯一なされた回答によれば、作成者は、近畿財務局であり、文書名が一覧表なので、近畿財務局が会計検査院に検査資料を提出する際に添付した「提出文書の一覧表」であるものと推認できる。

したがって、それに含まれる情報の内容は、おのずから限定されたものであり、文書の件名以外に含まれる可能性のあるものは、せいぜい、提出日もしくは一覧表の作成日、各資料の作成日もしくは取得日程度のもものと推認される。

キ 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開・個人情報保護審査会とは別に設けられているが、そのことは情報公開法の適用に当たって特別扱いを受けることを意味しない。一般に、情報公開法には特定の普遍・本質が存在し、たとえ個別案件が特殊なものであっても、そこにも情報公開法の普遍・本質を見いだす解釈と判断が必要である。また、特殊性とされるものが情報公開法においていかなる位置付けをされるべきかは、抽象的・一般的に論じられるべきではなく、現状に即し具体的かつ合理的に説明されなければならない。特殊性は、空疎な一般論・抽象論、安易でトートロジーに等しい情報公開法への恣意的な当てはめで説明されるべきではなく、情報の内容・性質と情報の運用状況を勘案して論じなければならない。

ク 本件対象文書の作成者及び国有財産に係る会計検査について

近畿財務局の文書特定妨害又は非協力は、何度交渉しても終始変わらなかったため、審査請求人は、別法（バイパス）として、国会の特定学校法人関係の真相解明要請を基因として、検査を要請された会計検査院の存在を思い出し、近畿財務局が同院に提出した文書名を開示請求すれば、問題の過半が解決される可能性があると考え、近畿財務局に本件不開示情報の開示を求めたものである。そのような経緯から、他の大半の、会計検査院から会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に付された事案と異なり、同院の作成した文書について開示請求したわけではない。また、会計検査院の国会への報告は、事後の30年11月報告も含めて現時点で既に終了している。さらに、本件不開示情報に関する諮問庁の審査は、定期的・一般的な検査に係るものではなく、臨時的・特殊な事案の検査に係るものであり（売却価格の非

公表、特例の多用、特定学校法人関係者の政治家口利き、フェイク情報による補助金詐取、適正価格算定の攪乱等)、同類型の検査は、今後も空前絶後の可能性が高い。また、本件に係る会計検査院の検査は、国有財産の違法・不当な売却を解明するものであるから、理財局の専権事項に属し、行政の他の部局に同じ目的の検査を行うことは物理的にあり得ない。

ケ 29年11月報告及び30年11月報告に記載された文書名について

29年11月報告及び30年11月報告においても、売却に係る経緯は記載されている。29年11月報告では、売却等の詳しい経緯が、多くは証言や文書記録の要約としてまとめられている。29年11月報告の冒頭には、特定学校法人に対する国有地の売却等に関する検査の内容として、①大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯、②貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性、③当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況の3事項が記載されている。

諮問庁の意見書では、「検査事項、検査内容等を他の受検庁等に告知する結果となり」との記載がある。しかし、本件不開示情報を素材の一部とする特定検査は、他の受検庁の職務内容と共通性が少ない上、定期検査等の通常の検査とは異なる異常・異例なものであり、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは思えない。また、「本件不開示情報は(中略)本院の検査上の関心、検査事項、検査内容等を推知することが可能となる情報である。」との記載がある。文章全体を一体として読むと、以下の二つの意味のどちらか一方又は両方なのであろう。

一つは、会計検査院の検査上の関心、検査事項、検査内容は、自動的に不開示情報となるとの主張。今一つは、直接の記載はないものの、29年11月報告及び30年11月報告には、それら(特定事案の会計検査院の検査上の関心、検査事項、検査内容)は、伏せてあることを前提とした論理と考えること。しかし、特定事案に係る報告書に、それらがうかがわれない報告書など、およそ意味のない空疎な作文にしかない。実際には、29年11月報告及び30年11月報告には、直接・間接にそれらの記載がなされている。29年11月報告には、前述のとおり、検査内容が3点に集約されて記載されている。近畿財務局だけでなく、大阪航空局が作成又は取得した情報も含めると、文書名として「普通財産買受要望書」、「特例処理として定期借地した

承認申請に係る決裁文書」、「特定学校法人が実施した地盤調査に係る報告書」、「国有財産台帳への記載・記録状況」、「対策工事業者から提出を受けた契約内訳書」、「地下構造物調査報告書等」、「評価調書」、「審査調書」、「管理処分調書」、「土地の処分等に係る協議記録等」等の記載が存在する。

30年11月報告には、図表1「改ざんが行われた決裁文書の一覧」として、14の文書名が記載されていて、図表3「法律相談文書の一覧」には25の文書名が記載されている。したがって、この記載それ自体から、近畿財務局から提出された文書（少なくとも、その重要な一部）については文書名や記載内容が判明し、諮問庁の本件での主張を信じれば「検査の過程や検査内容等」の最も重要な部分が判明することになる。また、報告書を記載するためには、報告目的に対応して諸資料を探索し、取得・解読することが求められる。しかし、諸資料の資料価値には濃淡があり、最終的に資料価値なしと判断するものもあることが一般的である。そこで、本件対象文書には、当初、会計検査院において重要資料と誤解したものの、検査により本件検査結果との関係性がないと認められたもの、濃淡に関わらず関係性が薄いと判断され報告書に記載されなかったもの、文書を解析し、報告書に要旨を載せたが、資料名称までは記載しなかったものなども存在しうる。しかし、資料名だけでそれらのどの類型に属するか分かるものばかりではない。既述のとおり、報告結果を導く資料でさえ、諮問庁の主張するおそれは存在しない。まして、それらの重要性の乏しい素材は、たとえ名称が知れたとしても諮問庁が危惧するおそれが生じるとは到底考えられない。

諮問庁の意見書には、「本院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ」が記載されている。記載内容とは異なり、29年11月報告及び30年11月報告には、具体的な着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等に関する具体的な記述があると判断するが、会計検査院はないと判断しているのかどうか。それらを全部秘匿する報告書は、報告書の体をなさないと考えるがどうか。会計検査院が主張するおそれと素材的資料としての意味しか持たない本件対象文書との合理的関連付けはできているのか。受検庁に不当に利益を与えるおそれと言うが、本件に係る検査は、受検庁が国民に不利益を与えた可能性を検査したはずであり、受検庁は、本件対象文書の基になる事案において、いかなる利益を得る可能性もないのではないか。いかなる利益も生じ

ないにもかかわらず、違法・不当な会計行為を行った可能性を探索したのではないのか。意見書の部分開示の適否を検討する前に、前述のとおり、29年11月報告及び30年11月報告には、文書名そのもの及び文書名そのものではないが、記載内容を要約すれば、文書名につなげうる記載事例の記述が、相当数（程度）存在する。既に公開されているものについてさえ、部分開示を全面的に否定するとはどういうことか、理解に苦しむ。確認できなかった理由としては、証言相互に矛盾がある、証言はあるものの、それを裏付ける物証も文書も存在しないなど様々な原因が考えられるが、会計検査院が近畿財務局から取得した文書名（検査の結果を導く素材たり得た可能性のあるもの）を知られることが、「検査の結果」に対する情報とはいえない。素材の名称に会計検査院の検査過程や判断過程の情報は付随しない。それは、会計検査院の報告書に存在するはずだ。

コ 部分開示について

諮問庁は、本件対象文書の部分開示につき、「このようなおそれを生じさせるという点については、本件対象文書の一部を明らかにする場合についても同様である」と主張している。

しかし、諮問庁は、本件対象文書の一部を明らかにする場合についても同様である理由については、本件対象文書全体について述べるのと同様のおそれを抽象的に主張するのみであり、本件対象文書に含まれる情報の具体的な性格に即して部分開示をできない理由を説明しようとしなない。

情報公開法における部分開示制度は、文書に複数の種類・性格の情報が含まれることを前提として、情報の種類・性格に応じて不開示事由の存否を判断することを求めているものである。

したがって、本件対象文書に含まれる情報の種類・性格を度外視して、含まれている情報の種類・性格に関係なく、情報公開法第5条第5号及び第6号所定のおそれが具体的に存在するという主張自体が、情報公開法の趣旨・理念と相容れないものであり、主張自体失当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、平成29年12月28日付けで、情報公開法第3条の規定に基づき、近畿財務局長に対して行われたものであり、これに対

し、近畿財務局長は、「開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に時間を要し、30日以内に開示決定することが事務処理上困難であるため」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間の延長を適用し、延長後の期間を30年3月14日と、審査請求人に対して、通知した。

その後、近畿財務局長は、本件対象文書として、近畿財務局が作成し、会計検査院へ提出した資料の一覧表を特定した上、本件対象文書が同院の検査に係る事務に関するものであることから、情報公開法第12条第1項の規定に基づき、30年2月27日付けで、処分庁に事案を移送した。

(2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書が、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料を管理するなどのために作成した提出資料の一覧表であり、本件対象文書は、同院が、その検査過程において、その内容の非公表を前提として取得した検査資料の一覧表であって、同表には各検査資料の件名等に係る情報が記録されており、当該各検査資料の件名等に係る情報は、あくまでも検査過程における情報、すなわち、同院の実施した検査の結果等に関する未成熟な情報としての性質を有するものであり、また、同院の検査上の関心、検査事項、検査内容等を推知することが可能となる情報が記録されているため、後記2及び3と同様の理由により、30年3月9日付けで不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の不開示決定を不服とし、30年6月5日付けで審査請求を提起した。

(4) 原処分当時の特定学校法人に対する国有地の売却等に関する会計検査

会計検査院は、29年3月に、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条に基づき、特定学校法人に対する国有地の売却等に関する会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し、会計検査院は、会計検査院法第30条の3に基づき、近畿財務局等において会計検査を実施し、29年11月22日に、参議院に対して、29年11月報告を報告した。

その後、29年11月報告に係る検査の過程において、財務省が改ざんした決裁文書を会計検査院に提出していたこと、財務省及び国土交通省が特定学校法人等との交渉記録を同院に対して提出していなかったこ

となどが明らかになった。会計検査院は、このような状況も踏まえて、原処分当時、特定学校法人に対する国有地の売却等に関する会計検査、すなわち本件対象文書に係る検査事項について会計検査を継続していた状況であった。そして、30年11月22日に、30年11月報告を参議院予算委員会理事懇談会に提出した。

2 検査資料の件名等に関する情報の不開示情報該当性

検査資料が開示され、その具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が明らかとされた場合には、次の(1)及び(2)のおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。また、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において、具体的な検査上の関心や検査の目的に従って収集・整備されるものであり、検査の着眼点、検査内容等に基づき作成又は取得されるものである。

そして、本件対象文書は、会計検査院が作成又は取得した検査資料そのものではないが、近畿財務局が同院に提出した検査資料を管理するなどのために作成した提出資料の一覧表であり、検査担当課が、特定の検査事項の検査過程において、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき収集した各検査資料の件名等に関する情報が記録されているものである。

したがって、本件対象文書が開示されることにより、具体的な検査の着眼点、検査内容等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の現地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な現地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易

にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、本件対象文書に記録されている情報は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報でもあることから、当該情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、また、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、さらに、現在又は将来の検査過程又は審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、本件対象文書に記録されている情報が公になった場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する近畿財務局はもとより受検庁一般の信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれや、検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼ

すおそれがあり、よって、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件対象文書に記録されている情報は、検査担当課が、特定の検査事項の検査過程において、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき収集した各検査資料の件名等に関する情報が記録されており、これらの情報には、以後継続される検査過程又は会計検査院内部における審理・判断の過程の、事実関係の把握が十分でない段階における検査内容等が含まれているものである。

したがって、本件対象文書に記録されている情報が公になった場合には、本件対象文書に記録された内容により国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当な不利益を及ぼすおそれがある。

このようなことから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た確定的・最終的な検査内容等に関する情報以外の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報については、従来、不公表としている。

3 本件対象文書に記録された情報の不開示情報該当性

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、本件対象文書は、検査過程において同院が取得した検査資料の一覧表であることから、本件不開示情報は、情報公開法第5条第6号イに規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報が公になった場合には、検査担当課が、29年次以降において検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、受検庁から提出された各種の検査資料の内容が明らかにされることとなる。その結果、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条

第6号柱書き)がある。さらに、本件対象文書に記録されている情報は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報でもあることから、本件不開示情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、また、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があり、さらに、現在又は将来の検査過程又は審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。

また、本件不開示情報が公になった場合には、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き))がある。よって、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、情報公開法第5条第6号に規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第6号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院は、検査内容等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを慎重かつ周到な審理・判断の過程に供することとしている。

そして、本件不開示情報は、検査過程又は会計検査院内部における審理・判断の過程の事実関係の把握が十分でない段階の未成熟な情報、すなわち、情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は

相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

ア 本件対象文書に記録された情報が開示された場合には、前記 2 (1) のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第 5 条第 5 号）があるほか、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、また、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、現在又は将来の検査過程又は審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第 5 条第 5 号）がある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、情報公開法第 5 条第 5 号に規定する「公にすることにより」、会計検査院の会計検査に係る「特定の者に」「不当に利益を与え」るおそれや、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

イ 前記 2 (2) のとおり、本件対象文書に記録された情報が開示された場合には、現在又は将来の検査過程において、検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 5 号）があるとともに、本件対象文書に記録された内容により、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当な不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 5 号）がある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、情報公開法第 5 条第 5 号に規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」や「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(3) 部分開示の適否

本件対象文書は、会計検査院が検査の過程で作成又は取得したものではないが、近畿財務局から取得した各検査資料の件名等に係る情報が記録されている検査資料の一覧表であり、前記 2 のとおり、具体的な検査の着眼点、検査内容等に関する情報等を明らかにすることが情報公開法第 5 条第 5 号及び第 6 号（イ及び柱書き）に規定する「おそれ」を生じさせるものである。そして、このような「おそれ」を生じさせるという

点については、本件対象文書の一部を明らかにする場合についても同様である。

原処分当時、会計検査院は、特定学校法人に対する国有地の売却等に関して引き続き会計検査を実施していた状況であったことから、このような状況下において、本件対象文書について、その一部でも明らかにした場合には、特に、現に検査を実施中の近畿財務局等の受検庁との間における同院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し、又は同院に対する不信感を呼び起こし、これを理由ないし口実として、現に実施中の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））や検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）があった。

また、本件対象文書の一部を開示した場合には、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料の分量が推察されてしまうなど、特定の検査事項に係る検査過程に関する情報を明らかにすることとなる。

したがって、本件対象文書は、文書全体が不開示情報に該当するものであって情報公開法第6条第1項を適用する余地のないものであるから、当該規定に基づき、本件不開示情報について「容易に区分して除くことができる」場合には該当しない。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年 7月 3日 諮問書の収受
- ② 同年11月29日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年12月20日 諮問庁の職員（会計検査院第3局国土交通検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 平成31年 2月 4日 審議
- ⑤ 同年 2月28日 審査請求人から意見書を収受
- ⑥ 同年 3月11日 審議
- ⑦ 同年 4月11日 委員交代に伴う所要の手續の実施及び審議

- ⑧ 令和 元年 5月24日 審査請求人から追加意見書を収受
- ⑨ 同年 6月 5日 審議
- ⑩ 同年 7月24日 諮問庁の職員（会計検査院第3局国土交通
検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取
及び審議
- ⑪ 同年 9月 4日 審議
- ⑫ 同年10月17日 諮問庁から追加意見書を収受
- ⑬ 同年11月13日 諮問庁の職員（会計検査院第3局国土交通
検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取
及び審議
- ⑭ 令和 2年 1月22日 審議
- ⑮ 同年 2月17日 審査請求人から追加意見書を収受
- ⑯ 同年 2月27日 審議
- ⑰ 同年 5月29日 審査請求人から追加意見書を収受
- ⑱ 同年 8月 5日 審議
- ⑲ 同年10月 6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、本件開示請求を受けた近畿財務局長が、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、本件対象文書を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料を管理するなどのために作成した提出資料の一覧表である。そして、本件対象文書には、会計検査院に提出した特定の検査事項に係る検査資料の名称等に関する情報が記録されている。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、各種の検査資料の作成・提出を求めするなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たし、円滑な会計検査を実施するためには、一定の信頼関係・協力関

係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とした、会計検査の実施過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 別表の2欄に掲げる部分以外の部分

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、前記2のとおり、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料を管理するなどのために作成した提出資料の一覧表であることから、当該検査過程において、受検庁である近畿財務局が同院に提出した検査資料に関する具体的な情報を端的に読み取ることができるものであり、同院がどのような検査資料を、どのような着眼点及び関心をもって収集したかが容易に推知できるものであると認められる。

そして、検査過程において収集、作成等される検査資料の名称等の情報を公にすれば、特定の検査事項に関する具体的な検査の内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていなかった資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、本件対象文書に記録された検査資料の名称等の検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁である近畿財務局との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査資料、もしくは検査資料の名称等の検査過程におけるやり取りに関する情報が公にされたという事実を捉え、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率

直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書に記録された情報のうち、別表の2欄に掲げる部分以外の部分は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 別表の2欄に掲げる部分

本件対象文書は、前記4(1)のとおり、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料を管理するなどのために作成した提出資料の一覧表である。そして、当審査会において見分したところ、このうち、別表の2欄に掲げる部分は、一覧表の表題、本件対象文書の作成者、一覧表の項目名及び本件対象文書に付された頁番号であり、これらには次のような情報が記録されていると認められる。

一覧表の表題、作成者及び項目名については、近畿財務局が会計検査院に提出した資料の一覧表である旨の記載、当該一覧表を作成した者の記載、近畿財務局が同院に提出した資料を一覧表に整理するために用いられる一般的な項目名の記載にすぎず、いずれについても具体的な検査の着眼点、検査内容等に関する情報であるとは認められない。

また、諮問庁は、本件対象文書の一部を開示した場合には、近畿財務局が会計検査院に提出した検査資料の分量が推察されてしまうなど、特定の検査事項に係る検査過程に関する情報が明らかになるおそれがあると説明するが、頁番号についてみると、本件対象文書は、同院がその様式、記載方法等を定め、一律に運用しているものでなく、近畿財務局が任意に作成したものである。このため、一覧表の作成方法、提出資料の編てつ方法等により、本件対象文書の枚数は変動するものと考えられることから、本件対象文書の頁番号が明らかになることをもって、直ちに当該検査に係る提出資料の分量を把握することが可能であるとまではいえない。

したがって、一覧表の表題、本件対象文書の作成者、一覧表の項目名及び本件対象文書に付された頁番号については、具体的な検査の着眼点、検査内容等に関する情報とはいえ、仮にこれを公にしたとしても、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、もって関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な検査対策を施されるなどのおそれがあるとまでは認められない。

また、上記については、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報ともいえず、仮にこれを公にしたとしても、会計検査院の内部における周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、外部の不当な圧力、干渉等を招来し、国民一般に誤解を与えるおそれや、同院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁の信頼を損ね、現在又は将来の検査過程において、同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施や同院に対する各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、本件対象文書のうち、別表の2欄に掲げる部分は、公にすることにより、会計検査院の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）及び検査過程又は審理・判断の過程における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）があるとは認められないため、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書の基になる事案は、空前の事案であり、国会からの検査要請を受けたものであるため、本件対象文書を開示することは公益上特に必要であり、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべきであると主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否

について検討を加え、その結果に基づき、答申することができるものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討したところ、前記4(1)のとおり、別表の2欄に掲げる部分以外の部分は、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、情報公開法第7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、本件対象文書についての開示決定等は、近畿財務局の長が行うべきものであり、移送したことの妥当性に疑問があると主張している。

しかし、情報公開法第12条第1項には、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」と規定されている。そして、本件対象文書に記録された情報には、前記のとおり、会計検査院の検査の観点・着眼点、検査手法等が含まれている。これらのことから、近畿財務局の長と会計検査院事務総長との協議の結果、移送の処理が行われ、処分庁である同事務総長において開示決定等が行われたことに不適当とされる点はないと認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

(別表)

1	頁	2	開示することが妥当な部分
1 枚目から 1 0 枚目まで	1 行目から 3 行目まで及び頁番号		